

5. 設計・施工に当たって配慮すべき事項

太陽光発電施設の設置に伴い、生活環境、景観、防災等への様々な影響が想定されます。森林の伐採や造成工事等を行う場合には、特に大きな影響が想定されます。このため、事業者は、施工に当たって、以下の事項について十分配慮してください。

また、地元関係者に事前に講じた対策について、説明を行い、理解を得た上で工事に着手してください。

ア 生活環境への配慮

① 騒音対策

工事期間中の大型車両の通行や工事等に伴う騒音や振動については、事前の説明により市町村や地元関係者の理解を得ていても想定を上回る騒音等が発生することも予想されるため、事業者は、市町村や地元関係者から要請があった場合、適切な対策を講じること。

② 除草対策

除草剤などを散布する場合、事前に、散布の日時等について、市町村、地元関係者への周知を図るとともに、周辺に飛散しないよう万全の対策を講じること。

③ 緩衝帯の設置

パワーコンディショナー等からの騒音や振動の影響を緩和するため緑地その他の緩衝帯を設けること。

④ パネルの反射光の対策

事前に地元関係者の理解を得るとともに、必要に応じて、パネルを低反射タイプにしたリ、傾きを調整するなどの対策を講じること。

イ 景観への配慮

豊かな自然や歴史文化遺産などは貴重な財産であるため、太陽光発電施設の設置に当たっては、市町村や県はもとより地元関係者の意向を十分に尊重すること。

① フェンス・植栽等による対策

景観への配慮が必要な地域に太陽光発電施設を設置する場合は、通行者、車両等から直接見えないよう、フェンスや植栽等で対策を講じること。

② 太陽光パネルの色彩等の対策

周囲と調和したできる限り目立たない色彩とすること。

③ 山並みや眺望等への対策

尾根線上、丘陵地又は高台に設置する場合には、違和感を与えないように配慮すること。

ウ 防災・安全への配慮

長期にわたって確実な防災・安全対策を講じ、災害を誘発し、又は助長する行為を防止できるよう配慮をすること。

① 盛土・切土面の保護

擁壁、石張り、吹付、法枠、法面排水などで法面の保護対策を講じること。

② がけ地対策

がけ地の近隣に設置する場合、がけ肩からの離隔、がけ肩沿い排水などでがけ地の崩落対策を講じること。

③ 湧き水対策

湧き水がある場合、地下排水管の設置など適切な措置を講じること。

④ 軟弱地盤対策

地盤について市町村に相談するなど調査を行い、地盤改良の実施など適切な措置を講じること。

⑤ 土砂崩れ対策

山地災害等により土砂災害が懸念される地域には、擁壁など適切な措置を講じること。

⑥ 雨水・排水対策

降雨量等から想定される雨水が有効に排水できる対策（排水路改修、調整池等の設置）を講じること。

⑦ 適切な敷材の使用

施工に当たっては、設計に基づき適切な敷材を使用すること。

⑧ 工事の際の安全の確保

工事車両の通行や施工に当たっての安全を確保し、地元関係者からさらなる安全確保についての要請があった場合は、誠意をもって対応すること。

また、工事中の土砂流出及び粉じん対策として、必要に応じて、素掘り側溝・小堤、排水処理施設、防塵ネットの設置等を行うこと。

⑨ 設備面の対策

太陽光発電施設の設置に当たっては、電気事業法の規定に基づく技術基準等を遵守するとともに、日本産業規格に適合するものであること。

その他、資源エネルギー庁の事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）、民間団体のガイドライン及び、解説書等を参考に設計するよう努めること。

エ 市街地等に設置する場合の配慮

市街地や住宅密集地等では、生活環境、景観、防災等の点で特にトラブルが発生しやすいことから、事前に事業内容を地元関係者に十分説明し、理解を得た上で必要な対策を講じること。

オ 緊急連絡先の表示等

工事期間中は、見やすい場所に、事業者名、連絡先、工事期間等を表示すること。
施設に起因すると思われる異常が発生した（又は懸念される）場合、迅速かつ誠実な対応に努めるとともに、速やかに市町村や地元関係者に連絡すること。